

令和7年度「太田小学校いじめ防止基本方針」

令和7年3月改訂

はじめに

ここに定める「太田小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公付、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の「第13条」をふまえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではなくても、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい。」

（3）学校としての構え

- ・学校教育目標「豊かな心をもち 心身ともにたくましい子の育成」をうけ、生徒指導では、仲間の思いに共感する力を付けることを大事にし、自ら判断し、進んで行動できる子の育成を目指す。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が共通理解を図り、同一歩調で進み、組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者および周囲の児童に大きな傷を残すものであり、人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「あったかハート」を合い言葉に、「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめの対応に当たっては、保護者、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協力して行う。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。また、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感や自己肯定感を育む取組）

（1）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自活力・自浄力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実させる。（学び方名人、ペア交流、グループ交流、学習の振り返り等）
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実させる。（一人一役の係活動、構成的グループエンカウンター等）
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動でも適宜取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。（委員会を中心とした、挨拶の充実、あつたかハートの啓発、6年生主導の縦割り活動「スマイルタイム」の充実）
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということを実感したり、心の成長を支えたりできる教育相談に努める。

（2）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人との関わり合いによって社会性を育み、他者の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。（動物の飼育、植物の栽培、おん祭MINOKAMOへの参加、福祉体験等）
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心やおしゃかる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・「発達障がいを含む、障がいがある児童」「外国人の児童や国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童」「性同一障がいや性的傾向・性自認にかかわる児童」「被災児童」などを含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特徴を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対して必要な指導を組織的に行う。

（3）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために全教育活動を通じて、以下の4点に留意した指導を充実する。
 - ①学校・社会の決まりを守り、基本的生活習慣の定着を図る指導を充実する。
 - ②一人一人が認められ、所属感・充実感を味わえる学級・学年集団の育成を図ることで自己有用感を高める。
 - ③仲間の気持ちを思いやる心を育み、共感的な人間関係を育成する。
 - ④生命を尊重し、健康安全に気を付け、よりよい暮らしを築こうとする心の育成を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・「太田小インターネットルール」(平26・11月作成)を共通理解したり、再確認したりして、「ネットによるいじめ」の未然防止を図る。

『太田小学校 インターネットルール』 合言葉：「あかるい時間」

「あ」 相手の気持ちを考えて(書き込みやメールの内容には十分に気を付ける。)

「かるい」 軽い気持ちでやりとりをしない。

(ネット上でのやりとりは、送った相手だけではない。)

「時間」 ネットを行う時間は1時間、夜9時までとし、各家庭で守るように依頼する。

- ・ネットにつながる情報端末の取扱いに関する指導の徹底について、職員及び保護者の間で懇談会等の話題とし、4月の早い時期に共通理解を図る。また、ネットにつながる情報端末を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について学級活動等に位置付け指導する。
- ・日常的に、他を思いやる心やルールを守る規範意識を醸成する。

3 いじめの早期発見・早期対応のための取組

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、年間3回のアンケートの実施、日記、ほほえみ相談期間等、多様な方法で児童の変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や生徒指導、養護教諭等全職員が、サインを見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラー等と協力し、対応にあたる。(毎朝の出席状況の情報共有、職員打ち合わせでの児童の交流、企画委員会での児童の様子の報告等)
- ・学校便りなどでアンケートの結果や実態を保護者に伝えていく。また、保護者との関係を築き、情報収集に努め、早期対応に生かす。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。児童との信頼関係が築けるよう、日頃から一緒に遊んだり、話しかけたりすることで、児童理解に努める。
- ・学級担任は、開発的教育相談として、一人一役の係を与えたり、太田っ子タイム(ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター)を行ったりすることで、自己有用感や自己肯定感を高める学級づくりを行う。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、まずは学年主任に伝え、学年の職員で事実を把握する。生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等校内外の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会で、「生徒指導及び教育相談マニュアル」について共通理解を図ったり、「教育相談研修」や「QU研修」を行ったりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・学校の教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校対策組織に対し情報を報告し、組織的な対応につなげる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの問題について、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童生徒の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や加茂警察署、市こども課や中濃子ども相談センター、学校運営協議会員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネットの誹謗中傷等については、状況に応じて保護者や加茂警察署等と連携する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第2条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員	定期開設	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
	事案に応じて招集	主幹教諭、養護教諭、教育相談担当 当該学年の学年主任・担任 特別支援コーディネータ 等 個々のいじめの防止、早期発見、対応にあたる職員
学校職員 以外	事案に応じて招集	保護者代表、SC、学校運営協議会員、SSW、民生児童委員

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り、Webページ等による「太田小学校いじめ防止基本方針」等の発信（以下「方針」とする） ・児童にも周知徹底する機会を設ける。 ・校内研修の実施（「方針」や、前年度のいじめの事案と対応等）（校内「いじめ未然防止・対策委員会」を兼ねる） ・PTA総会・懇談会等での「方針」、「太田小インターネットルール」の説明 	<p>「方針」の確認</p> <p>毎週の月曜日、 打ち合わせ時に 児童の交流</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・QUの実施 (QUの結果や実態をふまえ、いじめ資料（生指）を活用するなどして、学活で指導を行う。) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回アンケート、「ほほえみ相談」の実施 ・学校評議員会において「方針」説明 ・PTA懇談会における、保護者からの聞き取り 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員取組評価（学校評価）アンケート①」（対策の見直し） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（取組評価） ・個人懇談による、保護者からの聞き取り 	第1回いじめ状況調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（教育相談研修会、QU研修） 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休み明けの個人懇談 ・学年部運動会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回アンケート、「ほほえみ相談（教育相談）」の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組（代表委員会による「あったかハート」の取組） ・児童向けネットいじめ研修（学級活動） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（あったかハートの取組）（学校運営協議会員の参観） ・QUの実施、及びQU研修 ・保護者との個人懇談の実施 ・「教職員の取組評価アンケート②」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（取組評価） 	<p>冬季休業中の指導</p> <p>第2回いじめ状況調査</p>
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回アンケート、「ほほえみ相談」の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめおよび来年度の方針の見直し、及び計画立案） 	主任会にて
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組評価アンケート③」（1年間の評価） 	第3回いじめ・暴力状況調査

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きを作る。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちにより添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・保護者との連携のもと、謝罪の気持ちを醸成する指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に注意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③丁寧で確実な事実関係の把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も聞き取る。）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる。）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についてもふまえた上で指導する。）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑦取り巻きや傍観者を含めた学級、学年への指導
- ⑧関係機関との連携（教育委員会への報告、加茂警察署や中濃子ども相談センター等との連携。）
- ⑨経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 重大事態と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、児童の状況に着目して対応する。
＊「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に家庭訪問等で把握するなど調査する。

〔大まかな対応順序〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに加茂警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 いじめ「解消」の定義

- ・いじめを単に謝罪をもって安易に解消することはしない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じて、他の事情も考慮して判断する。
 - ①いじめにかかる行為が止んでいる。(少なくとも3か月を目安とする)
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていない。(面談により確認する)
- ・いじめが「解消している」状態になった場合でも、被害、加害児童については日常的に注意深く観察する。

8 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①日常の児童理解、未然防止や早期発見の取組に関すること。
 - ②いじめ発生の際の迅速かつ適切な対応や組織的な取組に関すること。

9 個人情報等の取り扱い

〔個人調査（アンケート等）について〕

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。